審査事件票

平成２１年６月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号 （ １ ）

関連事件	
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件 （　）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・・c その他・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分	理由：起訴猶予・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・5 検察官：検事・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
	資格：告訴人・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・6	[redacted]
	弁護士による申立代理の有無	無

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（準備） 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（実質審査） 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過	会議等 審査会による	審査会議・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	小委員会による	記録調査等（在庁） [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	回数計	[redacted] 回
	証人等の延べ人員	検察官・・・ [redacted] 人
		申立人・・・ [redacted] 人
		被疑者・・・ [redacted] 人
		証人・・・ [redacted] 人
		助言者・・・ [redacted] 人
	公務所等照会回数	[redacted] 回
	証人召喚請求回数	[redacted] 回
	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
		受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted] 人 [redacted] 回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当：起訴猶予	
	法令上刑を免除すべき場合	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	訴訟条件を欠く	
	審査打切り：申立ての取下げがあった	
	審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	職権審査開始後次の事由が判明した （イ） 審査の対象となる不起訴処分の不存在 （ロ） 法30条ただし書該当 （ハ） 同一事件に関する実体的議決の存在 （ニ） 管轄権なし	
(8) 議決区分	申立却下：審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
	申立権がない（法30条）	
	申立代理人に代理権がない	
	同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
	移送：管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	

（注）この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

（最刑一）

審査事件票

平成２１年６月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号 （ 2 ）

関連事件			
平 [redacted]	年 [redacted]	号 （ [redacted] ）	
平 [redacted]	年 [redacted]	号 （ [redacted] ）	
平 [redacted]	年 [redacted]	号 （ [redacted] ）	
平 [redacted]	年 [redacted]	号 （ [redacted] ）	

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件 （ ）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・・c その他・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分 理由	起訴猶予・・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・・5	[redacted]
(4) 原不起訴処分 検察官	検事・・・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(5) 申立人 資格	告訴人・・・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
弁護士による申立代理の有無	有	

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（準備） 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（実質審査） 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過	会議等 審査会による	審査会議・・・ [redacted] 回（ [redacted] ）
		実地見分・・・ [redacted] 回（ [redacted] ）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（ [redacted] ）
	会議等 小委員会による	記録調査等（在庁） [redacted] 回（ [redacted] ）
		実地見分・・・ [redacted] 回（ [redacted] ）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（ [redacted] ）
	会議等 回数計	[redacted] 回
	証人等の延べ人員	検察官・・・ [redacted] 人
		申立人・・・ [redacted] 人
		被疑者・・・ [redacted] 人
		証人・・・ [redacted] 人
		助言者・・・ [redacted] 人
	公務所等照会回数	[redacted] 回
	証人召喚請求回数	[redacted] 回
	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
		受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted] 人 回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当 起訴猶予	
	法令上刑を免除すべき場合	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	訴訟条件を欠く	
	審査打切り 申立ての取下げがあった	
	審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	職権審査開始後次の事由が判明した （イ） 審査の対象となる不起訴処分の不存在 （ロ） 法30条ただし書該当 （ハ） 同一事件に関する実体的議決の存在 （ニ） 管轄権なし	
(8) 議決区分 申立却下	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
	申立権がない（法30条）	
	申立代理人に代理権がない	
	同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
(8) 議決区分 移送	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	

（注）この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

（最刑一）

審査事件票

平成２１年６月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号 （ 3 ）

関連事件			
平 [redacted]	年 [redacted]	号 ([redacted])	
平 [redacted]	年 [redacted]	号 ([redacted])	
平 [redacted]	年 [redacted]	号 ([redacted])	
平 [redacted]	年 [redacted]	号 ([redacted])	

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件 ( )	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・・c その他・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分	理由 起訴猶予・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・・5	[redacted]
	検察官 検事・・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
	資格 告訴人・・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
	弁護士による申立代理の有無	有

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	(準備) 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	(実質審査) 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過	会議等 審査会による	審査会議・・・ [redacted] 回 ([redacted])
		実地見分・・・ [redacted] 回 ([redacted])
		所在尋問・・・ [redacted] 回 ([redacted])
	小委員会による	記録調査等（在庁） [redacted] 回 ([redacted])
		実地見分・・・ [redacted] 回 ([redacted])
		所在尋問・・・ [redacted] 回 ([redacted])
	回数計	[redacted] 回
	証人等の延べ人員	検察官・・・ [redacted] 人
		申立人・・・ [redacted] 人
		被疑者・・・ [redacted] 人
		証人・・・ [redacted] 人
		助言者・・・ [redacted] 人
	公務所等照会回数	[redacted] 回
	証人召喚請求回数	[redacted] 回
	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
		受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted] 人 [redacted] 回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当 起訴猶予	
	法令上刑を免除すべき場合	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	訴訟条件を欠く	
	審査打切り 申立ての取下げがあった	
	審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
(8) 議決区分	申立却下 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
	申立権がない（法30条）	
	申立代理人に代理権がない	
	同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
	移送 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	

(注) この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

(最刑一)

審査事件票

平成２１年６月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号（ 4 ）

関連事件			
平 [redacted]	年 [redacted]	号（[redacted]）	
平 [redacted]	年 [redacted]	号（[redacted]）	
平 [redacted]	年 [redacted]	号（[redacted]）	
平 [redacted]	年 [redacted]	号（[redacted]）	

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件（ ）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・・c その他・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分 理由	起訴猶予・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・5	[redacted]
(4) 原不起訴処分 検察官	検事・・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted] 性別等 男・・1 女・・2 法人 3	[redacted]
資格	告訴人・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
弁護士による申立代理の有無	有	

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	(準備) 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	(実質審査) 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過 会議等	審査会による	審査会議・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	小委員会による	記録調査等（在庁） [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	回数計	[redacted] 回
証人等の延べ人員		検察官・・・ [redacted] 人
		申立人・・・ [redacted] 人
		被疑者・・・ [redacted] 人
		証人・・・ [redacted] 人
		助言者・・・ [redacted] 人
公務所等照会回数		[redacted] 回
証人召喚請求回数		[redacted] 回
不起訴記録の取寄せ		請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
審査補助員延べ出頭数		[redacted] 人 回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当 起訴猶予	
	法令上刑を免除すべき場合	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	訴訟条件を欠く	
	審査打切り 申立ての取下げがあった	
	審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
(8) 議決区分 申立却下	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
	申立権がない（法30条）	
	申立代理人に代理権がない	
	同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
移送	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	[redacted]

(注) この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

(最刑一)

審査事件票

平成２１年６月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号（ 5 ）

関連事件	
	平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）
	平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）
	平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）
	平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件（ ）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・・c その他・・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分	理由：起訴猶予・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・・5 検察官：検事・・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
	資格：告訴人・・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
	弁護士による申立代理の有無	有

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（準備） 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（実質審査） 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過	会議等 審査会による	審査会議・・・[redacted]回（[redacted]） 実地見分・・・[redacted]回（[redacted]） 所在尋問・・・[redacted]回（[redacted]）
	会議等 小委員会による	記録調査等（在庁）[redacted]回（[redacted]） 実地見分・・・[redacted]回（[redacted]） 所在尋問・・・[redacted]回（[redacted]）
	会議等 回数計	[redacted]回
	証人等の延べ人員	検察官・・・[redacted]人 申立人・・・[redacted]人 被疑者・・・[redacted]人 証人・・・[redacted]人 助言者・・・[redacted]人
	公務所等照会回数	[redacted]回
	証人召喚請求回数	[redacted]回
	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted]人 [redacted]回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当：起訴猶予	
	不起訴相当：法令上刑を免除すべき場合	
	不起訴相当：訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	不起訴相当：訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	不起訴相当：訴訟条件を欠く	
	審査打切り：申立ての取下げがあった	
	審査打切り：審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	審査打切り：当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	審査打切り：職権審査開始後次の事由が判明した （イ） 審査の対象となる不起訴処分の不存在 （ロ） 法30条ただし書該当 （ハ） 同一事件に関する実体的議決の存在 （ニ） 管轄権なし	
(8) 議決区分	申立却下：審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	
	申立却下：申立権がない（法30条）	
	申立却下：申立代理人に代理権がない	
	申立却下：同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	申立却下：同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立却下：申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立却下：申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立却下：申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
	移送：管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	移送：同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	[redacted]

（注）この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

（最刑一）

審査事件票

平成２１年６月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号（ 6 ）

関連事件	
平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）	
平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）	
平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）	
平 [redacted] 年 [redacted] 号（[redacted]）	

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件（　　）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・・c その他・・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分	理由：起訴猶予・・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・・・5 検察官：検事・・・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
	資格：告訴人・・・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
	弁護士による申立代理の有無	有

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（準備） 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（実質審査） 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過	会議等：審査会による	審査会議・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	小委員会による	記録調査等（在庁） [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	回数計	[redacted] 回
	証人等の延べ人員	検察官・・・ [redacted] 人
		申立人・・・ [redacted] 人
		被疑者・・・ [redacted] 人
		証人・・・ [redacted] 人
		助言者・・・ [redacted] 人
	公務所等照会回数	[redacted] 回
	証人召喚請求回数	[redacted] 回
	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
		受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted] 人 [redacted] 回
	備考	

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当：起訴猶予	
	法令上刑を免除すべき場合	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	訴訟条件を欠く	
	審査打切り：申立ての取下げがあった	
	審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	職権審査開始後次の事由が判明した （イ） 審査の対象となる不起訴処分の不存在 （ロ） 法30条ただし書該当 （ハ） 同一事件に関する実体的議決の存在 （ニ） 管轄権なし	
(8) 議決区分	申立却下：審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
	申立権がない（法30条）	
	申立代理人に代理権がない	
	同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
	移送：管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	

（注）この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

（最刑一）

審査事件票

平成２１年７月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号 （ 7 ）

関連事件	
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件 （　）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・・c その他・・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分	理由：起訴猶予・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・・5 検察官：検事・・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
	資格：告訴人・・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
	弁護士による申立代理の有無	無

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（準備） 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（実質審査） 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過	会議等 審査会による	審査会議・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	小委員会による	記録調査等（在庁） [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	回数計	[redacted] 回
	証人等の延べ人員	検察官・・・ [redacted] 人
		申立人・・・ [redacted] 人
		被疑者・・・ [redacted] 人
		証人・・・ [redacted] 人
		助言者・・・ [redacted] 人
	公務所等照会回数	[redacted] 回
	証人召喚請求回数	[redacted] 回
	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
		受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted] 人 [redacted] 回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当：起訴猶予	
	法令上刑を免除すべき場合	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	訴訟条件を欠く	
	審査打切り：申立ての取下げがあった	
	審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	職権審査開始後次の事由が判明した （イ） 審査の対象となる不起訴処分の不存在 （ロ） 法30条ただし書該当 （ハ） 同一事件に関する実体的議決の存在 （ニ） 管轄権なし	
(8) 議決区分	申立却下：審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
	申立権がない（法30条）	
	申立代理人に代理権がない	
	同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
	移送：管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	

（注）この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

（最刑一）

審査事件票

平成２１年７月分
東京地裁管内
東京第三検察審査会
追番号 （ 8 ）

関連事件	
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件 （　）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・c その他・・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分	理由 起訴猶予・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・・5 検察官 検事・・・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・・3	[redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
	資格 告訴人・・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
	弁護士による申立代理の有無	有

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	2 第1回審査会議期日	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	3 議決	平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査期間 1～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（準備） 1～2	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
	（実質審査） 2～3	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
(7) 審査の経過	会議等 審査会による	審査会議・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	小委員会による	記録調査等（在庁） [redacted] 回（[redacted]）
		実地見分・・・ [redacted] 回（[redacted]）
		所在尋問・・・ [redacted] 回（[redacted]）
	回数計	[redacted] 回
	証人等の延べ人員	検察官・・・ [redacted] 人
		申立人・・・ [redacted] 人
		被疑者・・・ [redacted] 人
		証人・・・ [redacted] 人
		助言者・・・ [redacted] 人
	公務所等照会回数	[redacted] 回
	証人召喚請求回数	[redacted] 回
	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
		受理 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted] 人 [redacted] 回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当	[redacted]
	不起訴不当	
	不起訴相当 起訴猶予	
	法令上刑を免除すべき場合	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
	訴訟条件を欠く	
	審査打切り 申立ての取下げがあった	
	審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
	職権審査開始後次の事由が判明した （イ） 審査の対象となる不起訴処分の不存在 （ロ） 法30条ただし書該当 （ハ） 同一事件に関する実体的議決の存在 （ニ） 管轄権なし	
(8) 議決区分	申立却下 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
	申立権がない（法30条）	
	申立代理人に代理権がない	
	同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
	同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
	申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
	申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
	移送 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	

（注）この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

（最刑一）